

平成30年度若葉保育園 重要事項説明書

若葉保育園（以下「本園」という。）が、市町村の委託を受け、日々、お子さまを保育するにあたり、保護者の皆様に次のような内容を説明させていただきます。

1、施設運営の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

名 称：若葉保育園

所 在 地：大分県宇佐市大字下敷田439-2

電話番号：0978-33-4100

(2) 目的

本園は、市町村の委託を受け、保育（養護・教育）を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的としています。

(3) 運営の方針

本園は、児童福祉法(昭和20年厚労告141号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の関係法令を遵守して、運営しています。

2、提供する保育について

本園は、保育所保育指針(平成20年厚労告141号)に基づき、次に掲げる保育事業等を提供致します。

(1) 保育

園児一人ひとりに対して、認定を受けた保育必要量(保育標準時間及び保育短時間)の範囲内において保育を提供致します。

(2) 延長保育（宇佐市の認定による）

園児が、認定を受けた保育必要量(保育時間)を超えて保育を必要とする場合には、延長保育を提供致します。

(3) 一時保育（一時預かり）

本園の園児以外の小学校就学前の子どもに対して、一時保育(一時預かり)を提供致します。

3、職員及びクラス等について

(1) 職員について

園長・保育士・調理員等の職員については、認可保育園では、園児の数や年齢に応じて人数の基準があります。今年度は、

園長1名、主任保育士1名、保育士7名、非常勤保育士3名、

栄養士1名、調理員等1名、嘱託医1名、嘱託歯科医1名。

(2) クラスについて

すずらん・ひなげし（5・4歳児）、なずな（3歳児）、すみれ（2・1歳児）、たんぽぽ（0歳児）の4クラスです。

ただし、3歳児以上のクラスは、タテ割のクラスを設けることがあります。

4、保育を行う日及び時間等について

（1）保育を行う日

本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までです。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は除きます。

（2）保育を行う時間

本園の保育を行う時間は、次のとおりです。

（1）保育標準時間認定を受けた園児の保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間。ただし、土曜日は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間。

（2）保育短時間認定を受けた園児の保育時間

- ① 7時30分から15時30分まで
- ② 8時00分から16時00分まで
- ③ 8時30分から16時30分まで

上記の①②③のいずれかの範囲内で、保育を必要とする時間。

（3）やむを得ない理由により、上記の（1）（2）の保育時間を超えて保育を利用する場合は、「延長保育」とし、7時30分から19時までの範囲内で保育をします。

（3）一時保育（一時預かり）を行う日

本園の一時保育（一時預かり）を行う日は、月曜日から土曜日までです。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

（4）一時保育（一時預かり）を行う時間

本園の一時保育（一時預かり）を行う時間は、8時30分から17時30分までの範囲内で、一時保育を必要とする時間。

ただし、土曜日は、8時30分から12時30分までの範囲内です。

5、保育料等について

（1）保育料について

保育料は、国の徴収基準をもとに、市町村が独自の補助等を考慮の上、決定します。本園は、宇佐市の代行で徴収し、全額宇佐市に納入します。ただし、宇佐市外においては、保護者からそれぞれの市に納入します。

（2）保育料以外のものについて

本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、園長が、保護者の方にご負担いただくことが適当と認められるものについては、集金袋にて費用を徴収いたします。

（3）延長保育料（宇佐市の認定後）について

延長保育料は、保育標準時間は、30分延長で月額1,000円、日額50円。保育短時間は、1時間当たり100円(1時間未満切り上げ)で、1日当たりの上限は300円です。

- (4)一時保育(一時預かり)料について
宇佐市との委託契約による金額です。

6、利用定員について

本園の利用定員は、保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者が27名、満3歳未満の者が23名です。

7、保育の利用の開始及び終了に関する事項等について

(1) 保育の利用の開始等について

本園の入園を希望する子どもの保護者が、入園を希望する子どもが居住する市町村に入園の申込みをすると、市町村が利用調整を行い、その決定に従って、本園が市町村の委託を受けて、本園での保育の利用が始まります。

(2) 保育の利用の終了について

保育の利用の終了は、園児が小学校に入学したとき、及び、保護者より退園届が提出された場合に、本園での保育の利用は終了します。

なお、保育料は、退園届の提出の翌月より停止します。

8、緊急時における対応方法及び非常災害対策について

(1) 非常災害対策

非常災害に対しては、不断の注意と月1回の避難訓練を行い、安全第一に心がけています。

(2) 緊急時における対応方法について

①保護者への連絡方法について

緊急連絡票を使って園・職員より直接連絡します。

②避難場所について

火災の場合は、天津小学校運動場。

地震等の場合は、木造保育園舎(耐震対策済み)。

上記のように予定していますが、状況によって変更の可能性はありません。

③園児の引き渡しについて

状況により判断、連絡します。

9、要望・相談の受付について

本園では、要望・相談の窓口を、次のとおり設置しています。

担当者 主任保育士 杉山 恭仁子

責任者 園長 寄村 勝智
電話番号 0978-33-4100
FAX 0978-33-4044

10、保険に関する事項について

本園では、以下の保険に加入しています。

- ①災害共済給付制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ②保育園総合保険制度(社会福祉法人 日本保育協会)

11、守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項について

(1) 守秘義務について

- ①本園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしません。
- ②本園の職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(2) 個人情報の取り扱い

本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域型保育事業その他の機関に対して、園児及び保護者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ保護者に同意を得ます。

本園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：若葉保育園

説明者職氏名：園長 寄村 勝智 殿

私は、本書面に基づいて、若葉保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

若葉保育園 園長 寄村 勝智 殿

平成 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：